

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公開番号】特開2013-103903(P2013-103903A)  
 【公開日】平成25年5月30日(2013.5.30)  
 【年通号数】公開・登録公報2013-027  
 【出願番号】特願2011-248310(P2011-248310)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 8/49 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/34 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/41 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/97 (2006.01)  
 A 6 1 K 8/63 (2006.01)  
 A 6 1 Q 19/02 (2006.01)  
 A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/49  
 A 6 1 K 8/34  
 A 6 1 K 8/41  
 A 6 1 K 8/97  
 A 6 1 K 8/63  
 A 6 1 Q 19/02  
 A 6 1 Q 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月11日(2014.11.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- 1) 下記一般式(1)に表される化合物及び/又はそれらの薬理的に許容される塩と、
- 2) 抗炎症成分とを含有することを特徴とする、皮膚外用剤。

【化1】

**A-B**

(1)

[式中、Aはジ若しくはトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換若しくは置換基を有する芳香族基及び/又は無置換若しくは置換基を有する複素芳香族基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。Bは、Aとの結合部位が複素原子である、水素原子若しくは炭素原子が複素原子により置換されていてもよい環状若しくは非環状の脂肪族若しくは芳香族炭化水素基、又は水素原子を表す。また、前記環状脂肪族又は芳香族環が、AとBとの結合部位の複素原子を含み形成される環も包含する。]

【請求項2】

前記一般式(1)に表される化合物が、下記一般式(2)に表される化合物及び/又はそ

これらの薬理的に許容される塩であることを特徴とする、請求項 1 に記載の皮膚外用剤。

【化 2】

A-B

(2)

[式中、Aはジ若しくはトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換若しくは置換基を有する芳香族基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。Bは、Aとの結合部位が複素原子である、水素原子若しくは炭素原子が複素原子により置換されていてもよい環状若しくは非環状の脂肪族若しくは芳香族炭化水素基、又は水素原子を表す。また、前記環状脂肪族又は芳香族環が、AとBとの結合部位の複素原子を含み形成される環も包含する。]

【請求項 3】

前記一般式(2)に表される化合物が、下記一般式(3)に表される化合物であることを特徴とする、請求項 2 に記載の皮膚外用剤。

【化 3】

A-X-R<sub>1</sub>

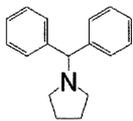
(3)

[式中、Aはジ又はトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換又は置換基を有するアリール基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。Xは、窒素原子又はNH基を表し、R<sub>1</sub>は、水素原子若しくは炭素原子が複素原子で置換されていてもよい炭素数 3 ~ 8 の環状脂肪族炭化水素基、又は水素原子を表す。また、前記環状脂肪族炭化水素基の環は、R<sub>1</sub>がXを含み形成される環も包含する。]

【請求項 4】

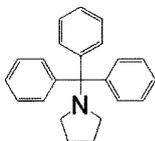
前記一般式(3)に表される化合物が、1-[(ジフェニル)メチル]ピロリジン(化合物 9)、1-[(トリフェニル)メチル]ピロリジン(化合物 10)、1-[(ジフェニル)メチル]ピペリジン(化合物 11)、及び1-[(トリフェニル)メチル]ピペリジン(化合物 12)から選ばれる 1種又は2種以上であることを特徴とする、請求項 3 に記載の皮膚外用剤。

【化 4】



1-[(ジフェニル)メチル]ピロリジン(化合物 9)

【化 5】



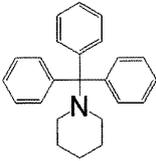
1-[(トリフェニル)メチル]ピロリジン(化合物 10)

## 【化 6】



1-[(ジフェニル)メチル]ピペリジン (化合物11)

## 【化 7】

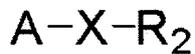


1-[(トリフェニル)メチル]ピペリジン (化合物12)

## 【請求項 5】

前記一般式(2)に表される化合物が、下記一般式(4)に表される化合物であることを特徴とする、請求項2に記載の皮膚外用剤。

## 【化 8】



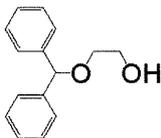
(4)

[式中、Aはジ又はトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換又は置換基を有する芳香族基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。Xは、酸素原子を表し、R<sub>2</sub>は、水素原子若しくは炭素原子が複素原子に置換されていてもよい炭素数1～8の脂肪族炭化水素、又は水素原子を表す。]

## 【請求項 6】

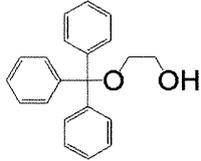
前記一般式(4)に表される化合物が、2-[[ (ジフェニル)メチル]オキシ]エタノール (化合物3)、2-[[ (トリフェニル)メチル]オキシ]エタノール (化合物4)、2-[[ (ジフェニル)メチル]オキシ]エチルアミン (化合物7)、及び2-[[ (トリフェニル)メチル]オキシ]エチルアミン (化合物8) から選ばれる1種又は2種以上であることを特徴とする、請求項5に記載の皮膚外用剤。

## 【化 9】



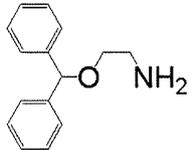
2-[[ (ジフェニル)メチル]オキシ]エタノール (化合物3)

## 【化 1 0】



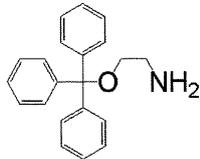
2 - {[ (トリフェニル) メチル] オキシ} エタノール (化合物 4)

## 【化 1 1】



2 - {[ (ジフェニル) メチル] オキシ} エチルアミン (化合物 7)

## 【化 1 2】

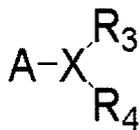


2 - {[ (トリフェニル) メチル] オキシ} エチルアミン (化合物 8)

## 【請求項 7】

前記一般式 ( 2 ) に表される化合物が、下記一般式 ( 5 ) に表される化合物であることを特徴とする、請求項 2 に記載の皮膚外用剤。

## 【化 1 3】



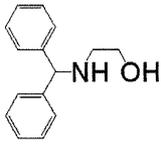
( 5 )

[式中、A はジ又はトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換又は置換基を有する芳香族基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。X は、窒素原子を表し、R<sub>3</sub>及びR<sub>4</sub>は、それぞれ独立に、水素原子若しくは炭素原子が複素原子に置換されていてもよい炭素数 1 ~ 8 の脂肪族炭化水素、又は水素原子を表す。]

## 【請求項 8】

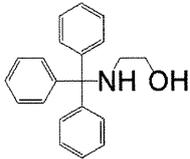
前記一般式 ( 5 ) に表される化合物が、2 - {[ (ジフェニル) メチル] アミノ} エタノール (化合物 5)、及び 2 - {[ (トリフェニル) メチル] アミノ} エタノール (化合物 6) から選ばれる 1 種又は 2 種であることを特徴とする、請求項 7 に記載の皮膚外用剤。

## 【化 1 4】



2-[(ジフェニル)メチル]アミノ}エタノール(化合物5)

## 【化 1 5】

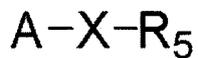


2-[(トリフェニル)メチル]アミノ}エタノール(化合物6)

## 【請求項 9】

前記一般式(2)に表される化合物が、下記一般式(6)に表される化合物であることを特徴とする、請求項2に記載の皮膚外用剤。

## 【化 1 6】



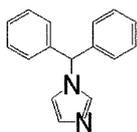
(6)

[式中、Aはジ又はトリ芳香族メチル基を表し、該芳香族基は無置換又は置換基を有する芳香族基よりなる群からそれぞれ独立に選ばれる。Xは、窒素原子又はNH基を表し、R<sub>5</sub>は、水素原子若しくは炭素原子が複素原子で置換されていてもよい炭素数5～8の芳香族基、又は水素原子を表す。また、前記芳香族基の環は、R<sub>5</sub>がXを含み形成される環も包含する。]

## 【請求項 10】

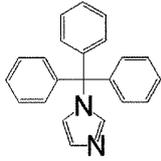
前記一般式(6)に表される化合物が、1-[(ジフェニル)メチル]イミダゾール(化合物1)及び1-[(トリフェニル)メチル]イミダゾール(化合物2)から選ばれる1種又は2種であることを特徴とする、請求項9に記載の皮膚外用剤。

## 【化 1 7】



1-[(ジフェニル)メチル]イミダゾール(化合物1)

## 【化 1 8】



## 1-[(トリフェニル)メチル]イミダゾール (化合物2)

## 【請求項 1 1】

前記一般式(1)に表される化合物及び/又はそれらの薬理的に許容される塩を、皮膚外用剤全量に対し、0.001質量%~10質量%含有することを特徴とする、請求項1~10の何れか1項に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 2】

前記抗炎症成分が、キク科カミツレ属に属する植物より得られる植物抽出物、キク科ゴボウ属に属する植物より得られる植物抽出物、マメ科クララ属に属する植物より得られる植物抽出物、カバノキ科カバノキ属に属する植物より得られる植物抽出物、クルミ科に属する植物より得られる植物抽出物、マメ科カンゾウ属に属する植物より得られる植物抽出物、グリチルレチン酸誘導体及びその塩、並びに、グラブリジン誘導体及びその塩より選択されるものであることを特徴とする、請求項1~11の何れか1項に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 3】

前記キク科カミツレ属に属する植物、キク科ゴボウ属に属する植物、マメ科クララ属に属する植物、カバノキ科カバノキ属に属する植物、クルミ科に属する植物、及びマメ科カンゾウ属に属する植物が、それぞれキク科カミツレ属カミツレ(カモミール)、キク科ゴボウ属ゴボウ、マメ科クララ属クジン、カバノキ科カバノキ属シラカバ、クルミ科コウキ、及びマメ科カンゾウ属カンゾウであることを特徴とする、請求項12に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 4】

前記グリチルレチン酸誘導体が、グリチルレチン酸、グリチルレチン酸アルキル、及び、グリチルリチン酸から選択されることを特徴とする、請求項12又は13に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 5】

前記抗炎症成分を皮膚外用剤全量に対し0.00001質量%~15質量%含有することを特徴とする請求項1~14の何れか1項に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 6】

化粧品(但し、医薬部外品を含む)であることを特徴とする、請求項1~15の何れか1項に記載の皮膚外用剤。

## 【請求項 1 7】

美白用であることを特徴とする、請求項1~16の何れか1項に記載の皮膚外用剤。